



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

669	令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集	(総務課)..... 1
670	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 1
671	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)..... 2
672	自転車歩行者専用道路の指定の解除	(道路保全課)..... 2
673	道路の区域変更	(〃)..... 2
674	自転車歩行者専用道路の指定	(〃)..... 3
675	道路の供用開始	(〃)..... 3
676	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)..... 3
677	〃	(〃)..... 4
678	〃	(〃)..... 4
679	土砂災害警戒区域の指定	(〃)..... 5
680	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)..... 5
681	〃	(〃)..... 5

告 示

和歌山県告示第669号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第53条第2項の規定に基づき、令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 募集期間

令和7年8月20日（水）から同年9月19日（金）まで

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>）に掲載の「行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

3 提案の方法等

令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011701 004	みらいてらす	紀の川市久留壁28 番地3	自立訓練（生活訓 練）	合同会社医療福 祉会	岩出市中迫188番地 の6	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーション向日葵	和歌山市新中島63-5	株式会社KNC企画	令和 7. 7. 1

和歌山県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路の指定を次のように解除するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定を解除する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高塚字嶋畑573番3地先から紀の川市下 井阪字河原端301番1地先まで	2. 19 ） 4. 90	1629. 45	

- 4 指定を解除する期日 令和7年8月19日

和歌山県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高塚字嶋畑573番3地先から紀の川市下井阪字河原端301番1地先まで	旧	2. 19 } 4. 90	1629. 45	
同上	新	4. 80 } 15. 99	2004. 75	

和歌山県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高塚字嶋畑573番3地先から紀の川市下井阪字河原端301番1地先まで	4. 80 } 15. 99	2004. 75	

- 4 指定する期日 令和7年8月19日

和歌山県告示第675号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 岩出市高塚字嶋畑573番3地先から紀の川市下井阪字河原端301番1地先まで

供用開始の期日 令和7年8月19日

和歌山県告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年5月18日付け和歌山県告示第563号、平成27年4月24日付け和歌山

県告示第496号、平成27年9月4日付け和歌山県告示第1032号、平成28年11月22日付け和歌山県告示第1319号、平成29年10月10日付け和歌山県告示第1277号及び平成30年3月13日付け和歌山県告示第280号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向ノ丁（2）・水神・加太（3）（Ⅰ-267）、和歌浦中1（2）・和歌浦中（Ⅰ-383）、栄谷（Ⅰ-2143）、栄谷（2）（Ⅰ-3415）、六十谷（1）（Ⅰ-3419）、園部（18）（Ⅰ-30024）、西庄（4）（Ⅱ-2056）、寺内（4）（Ⅱ-2090）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成22年6月4日付け和歌山県告示第630号、平成22年6月11日付け和歌山県告示第660号、平成26年1月10日付け和歌山県告示第19号、平成26年12月26日付け和歌山県告示第1594号、平成28年7月12日付け和歌山県告示778号及び令和2年11月10日付け和歌山県告示第1393号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東畑（2）（Ⅰ-419）、幡川（1）（Ⅰ-440）、中（Ⅰ-656）、小松原（Ⅰ-658）、市坪（Ⅰ-664）、小原（3）（Ⅰ-3520）、冷水（209）（Ⅱ-90121）、引尾（8）（Ⅳ-9036）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第678号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成25年8月2日付け和歌山県告示第1005号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

山（Ⅰ-3362）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

山（Ⅰ-3362）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第680号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年8月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向ノ丁（2）・水神・加太（3）（Ⅰ-267）、和歌浦中1（2）・和歌浦中（Ⅰ-383）、栄谷（Ⅰ-2143）、栄谷（2）（Ⅰ-3415）、六十谷（1）（Ⅰ-3419）、園部（18）（Ⅰ-30024）、西庄（4）（Ⅱ-2056）、寺内（4）（Ⅱ-2090）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第681号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年8月19日

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東畑 (2) (I-419)、幡川 (1) (I-440)、中 (I-656)、小松原 (I-658)、市坪 (I-664)、
小原 (3) (I-3520)、冷水 (209) (II-90121)、引尾 (8) (IV-9036)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
(平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)